

渋川市教育委員会の後援名称の使用承認及び教育長賞の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、渋川市教育委員会の後援名称（以下「後援名称」という。）の使用承認及び渋川市教育委員会教育長賞（以下「教育長賞」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「後援名称」とは、団体が実施する事業の趣旨に賛同する意思を表示するためのものである。

(後援名称の使用)

第3条 教育長が使用を承認する後援名称は、「渋川市教育委員会」とする。

2 後援名称の使用承認を受けた団体は、当該使用承認を受けた事業に関し発行する印刷物等に、教育委員会が後援をしている旨の表示をし、又はその旨を放送等により公表することができる。

(教育長賞の交付)

第4条 後援名称を使用させた事業において、教育長が事業の主催者を通じて参加者を顕彰するために教育長賞を交付することができる。

2 教育長賞は、賞状によるものとし、教育長が必要と認めたときは、併せて賞品を交付することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めたときは、教育長賞を交付することができる。

(対象となる団体)

第5条 後援名称の使用承認及び教育長賞の交付（以下「後援の承認等」という。）を受けることができる団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は他の地方公共団体
- (2) 公益法人又はこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）
- (3) 学校等の教育機関及びこれらの教育機関の連合会
- (4) 報道機関、学術研究機関、文化団体、福祉団体又はこれらに準ずる

る公益的性格を有する団体

(5) 前各号に該当しない団体で、次条に規定する事業を実施し、かつ、事業遂行能力があると認められる団体

(6) その他教育長が適当と認める団体

(対象となる事業)

第6条 後援名称の使用承認を受けることができる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市の施策の推進に寄与する事業

(2) 目的及び内容が、市の教育、芸術、文化及びスポーツの振興並びに市民福祉の増進等に寄与すると認められる事業で、公共性を有すること。

(3) 広く市民を対象とした事業であって、原則として市内で開催されるもの。ただし、市民の参加が期待できる事業又は市を広く知らしめることが期待できる事業である場合は、この限りでない。

(4) 事業を主催する団体が参加者から入場料、参加料その他の費用を徴収する事業にあつては、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること。

(5) 事業の実施場所において、保健衛生及び災害防止に関する措置が講じられていること。

2 教育長賞の交付を受けることができる事業は、前項各号のいずれも該当するものであって、参加者が競い合うことにより技能の一層の向上が期待できるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育長は、事業が次の各号のいずれかに該当するときは、後援の承認等を行わない。ただし、教育長が特別に認めるものはこの限りでない。

(1) 政治団体又は宗教団体の利害に関する事業

(2) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的とする事業

(3) 公序良俗に反する事業又はそのおそれのある事業

(4) 主に営利又は商業宣伝を目的とする事業

(5) 特定の団体の宣伝又は売名を目的とする事業

(6) 暴力行為又は迷惑行為を伴うおそれのある事業

(7) その他教育長が不相当と認める事業

(申請手続)

第7条 後援の承認等を受けようとする団体は、事業を実施しようとする日の2週間前（募集を行う場合は、募集開始の2週間前）までに渋川市教育委員会後援名称使用及び教育長賞交付承認申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、教育長に申請しなければならない。

(1) 事業の目的及び内容が記載された書類

(2) 入場料、参加料その他の費用を徴収する場合にあつては、事業に係る収支予算書

(3) その他教育長が必要と認める書類

2 教育長は、後援の承認等を受けようとする団体に対し、団体の定款、寄附行為、規約、沿革その他概要が記載された書類の提出を求めることができる。

(決定)

第8条 教育長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、相当であると認めたときは、後援の承認等に係る決定通知書（様式第2号）を、不相当であると認めたときは、後援の承認等に係る不承認決定通知書（様式第3号）を当該申請をした団体に通知するものとする。

2 相当であると認めた場合において、特に必要と認めるときは、後援の承認等について条件を付することができる。

(変更)

第9条 後援の承認等を受けた団体は、第7条に規定する申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに後援の承認等変更届出書（様式第4号）により、教育長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(取消し)

第10条 教育長は、後援の承認等を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、当該後援の承認等を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により後援の承認を受けたとき。

(2) 法令に違反したとき。

- (3) 後援の承認等について付した条件に違反したとき。
- (4) 前条の規定による変更の届出を怠ったとき。
- (5) 団体から後援の承認等の取消しの申し出があったとき。

2 教育長は、前項の規定により後援の承認等を取り消すときは、速やかに後援の承認等決定取消通知書（様式第5号）により後援の承認を受けた団体に通知するものとする。

3 第2項の規定により後援の承認等を取り消された団体は、速やかに後援の承認等に係る決定通知書及び教育長賞を教育長に返還しなければならない。ただし、団体が用意した賞品を除く。

4 教育長は、第1項及び第2項に規定する後援の承認等の取消しにより、団体に損害が生じた場合においても、その責めを負わない。

（経費負担）

第11条 教育長は、後援の承認等を行う場合においては、原則として当該事業に係る経費を負担しない。

（実施報告）

第12条 後援の承認等を受けた団体は、当該事業の終了後、速やかに事業実施報告書（様式第6号）を教育長に提出しなければならない。

2 第7条第1項第2号に規定する収支予算書を提出した団体は、事業に係る収支決算書を前項に規定する実施報告書に添付しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。